

■議案第76号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、令和元年8月7日付けの人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿って、一般職の職員の給料月額、住居手当及び勤勉手当の改定を行うものです。

また、令和2年4月1日に予定している機構改革と合わせて実施する事務事業執行体制のグループ制から係制への移行に伴う職務の名称の変更及び時期を同じくして直営となる特別養護老人ホーム窪川荘と特別養護老人ホーム四万十荘に勤務する職員の職務の名称の追加等を行うものです。

【改正内容】

第1条による改正（適用日：令和元年4月1日）

● 勤勉手当の支給率の改定

・ 正規職員

6月・12月：0.925月 ⇒ 6月：0.925月、12月：0.975月

・ 再任用職員

6月・12月：0.45月（変更なし）

● 給料表の改定

・ 行政職給料表

1級：1号給～79号給までの給料月額を改定

2級：1号給～47号給までの給料月額を改定

3級：1号給～31号給までの給料月額を改定

4級：1号給～15号給までの給料月額を改定

5級：1号給～7号給までの給料月額を改定

・ 医療職給料表（1）

1級：1号給～43号給までの給料月額を改定

2級：1号給～23号給までの給料月額を改定

3級：1号給～7号給までの給料月額を改定

・ 医療職給料表（2）

1級：1号給～75号給までの給料月額を改定

2級：1号給～55号給までの給料月額を改定

3級：1号給～39号給までの給料月額を改定

4級：1号給～27号給までの給料月額を改定

5級：1号給～11号給までの給料月額を改定

・ 医療職給料表（3）

全ての給料月額を改定

※給料表改定による影響額：約580万円

第2条による改正（適用日：令和2年4月1日）

● 住居手当の改定

住居手当の支給対象となる家賃額の下限を 16,000 円（現行：12,000 円）に引上げ、手当額の上限を 28,000 円（現行：27,000 円）に引き上げること

● 勤勉手当の支給率の改定

・ 正規職員

6 月：0.925 月、12 月：0.975 月 ⇒ 6 月・12 月：0.95 月

・ 再任用職員

6 月：0.45 月（変更なし）

● 行政職給料表級別職務分類表の改定

1 事務事業執行体制のグループ制から係制への移行に伴うもの

4 級：「総括主幹、総括技幹」⇒「係長」

2 特別養護老人ホーム窪川荘・四万十荘が直営となることに伴うもの

1 級、2 級、3 級：「生活相談員、管理栄養士、介護職員」を追加

3 その他

5 級：「の職務」を文末へ移動

【新旧対照表】

別紙のとおり